

一般財団法人岡山県教育職員互助組合における個人番号及び
特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

一般財団法人岡山県教育職員互助組合（以下「法人」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を行うに際し、特定個人情報等の適正な取扱いについての方針を次のとおり定めます。

- 1 法人は、特定個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- 2 法人は、番号法に定める個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲内で特定個人情報等を適正に取り扱います。
- 3 法人は、特定個人情報等の適切な収集、利用、提供、保管及び廃棄を行うとともに、これらに関する事項を定めた規程等を策定し、遵守します。
- 4 法人は、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するための監査及び特定個人情報等を取り扱う者に対する監督、教育等を実施します。
- 5 法人は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損を防止するための安全管理措置を講じます。
また、万一漏えい等が発生した場合には、速やかにその事実関係の調査及び原因の究明を行い、被害の拡大防止を図るとともに、再発防止策等を実施します。
- 6 法人は、特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき法人自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。
- 7 法人は、特定個人情報等の管理の仕組みを継続的に見直し、改善します。

制定日 平成27年12月22日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長